

[様式 26]

令和 5 年 6 月 28 日

三 重 県 知 事 殿

事務所の所在地 三重県鈴鹿市南長太町字鎗添 2505 番地 2

電 話 0593-95-1000

法 人 名 称 医療法人 大木会

理 事 長 笠井 啓次

大木会

決 算 届

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

(添付書類)

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 大木会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県鈴鹿市南長太町字鎗添 2505 番地 2

(3) 設立認可年月日 平成 18 年 3 月 3 日

(4) 設立登記年月日 平成 18 年 3 月 20 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	大木歯科医院	三重県鈴鹿市南長太町字鎗添 2505 番地 2	
診療所	大木歯科医院 四日市	三重県四日市市諏訪栄町 5 番 5 号	

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 4 年 5 月 28 日 令和 3 年度決算の決定
- 令和 4 年 8 月 20 日 定款の一部変更承認
- 令和 5 年 3 月 31 日 令和 5 年度予算の承認

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

〔決算様式2〕

法人名 医療法人大木会

※医療法人整理番号 0498

所在地 三重県鈴鹿市南長太町字鎗添2505番地2

(※ 上記は記載する必要なし)

財 産 目 録

(令和5年3月31日現在)

1. 資 産 額	1,393,278 千円
2. 負 債 額	83,844 千円
3. 純 資 産 額	1,309,434 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,055,518
B 固 定 資 産	337,760
C 資 産 合 計 (A+B)	1,393,278
D 負 債 合 計	83,844
E 純 資 産 (C-D)	1,309,434

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

[決算様式3-4]

法人名 医療法人大木会

※医療法人整理番号 1498

所在地 三重県鈴鹿市南長太町字鎗添2505番地2

(※ 上記は記載する必要なし)

貸借対照表
(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,055,518	I 流 動 負 債	53,844
II 固 定 資 産	337,760	II 固 定 負 債	30,000
1 有 形 固 定 資 産	331,510	負 債 合 計	83,844
2 無 形 固 定 資 産	3,178	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	3,072	科 目	金 額
		I 出 資 金	20,100
		II 積 立 金	1,289,334
		純 資 産 合 計	1,309,434
資 産 合 計	1,393,278	負債・純資産合計	1,393,278

[決算様式4-2]

法人名 医療法人大木会

※医療法人整理番号 0498

所在地 三重県鈴鹿市南長太町字鎗添2505番地2

(※ 上記は記載する必要なし)

損 益 計 算 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	1,014,171
2 事業費用	843,771
本来業務事業利益	170,400
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	170,400
II 事業外収益	9,927
III 事業外費用	45
経常利益	180,282
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	180,282
法人税等	43,521
当期純利益	136,761

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 大木会

理事長 笠井啓次 殿

私は、医療法人大木会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和5年5月27日

医療法人 大木会
監事 若林 豊